

番 号	19請願第4号 (即 決)
受理年月日	平成19年9月3日
件 名	公団住宅居住者の居住の安定に関する意見書採択について
提 出 者	牟礼団地自治会 会長 伊東 典光 新川島屋敷通り自治会 事務局長 小林 昭弘 三鷹台団地自治会 会長 鈴木 富雄 三鷹駅前市街地公団住宅自治会 会長 阪口 清子
紹 介 議 員	岩田 康男
要 旨	
<p>〔請願の趣旨〕</p> <p>6月22日に閣議決定された「規制改革のための3か年計画」は、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅事業に関して、現在の77万戸の規模は過大であるとした上で、次の措置を定め、「平成19年度までに結論、結論を得次第措置」を求めています。</p> <p>a. 公営住宅階層の居住者が大半を占める物件は、地方公共団体への譲渡などについて協議する。</p> <p>b. 建てかえ制度について、居住者の周辺団地等への転居や、家賃減額の縮小を検討する。</p> <p>c. 建てかえに伴い生じる余剰地の売却により、資産圧縮に努める。</p> <p>d. 77万戸の賃貸住宅について、今後の削減目標数を明確にする。</p> <p>e. 新規入居者との契約には、定期借家契約を幅広く導入する。</p> <p>f. 管理業務の民間委託を拡大し、業務の効率化とコスト削減を図る。</p> <p>「3か年計画」は、昨年12月25日の規制改革・民間開放推進会議の第3次答申、続く5月30日の規制改革会議の第1次答申に基づいています。答申が出ると直ちに私たちは、国民の居住に対する国の責任を放棄し、地方自治体の現状を無視して押しつけ、</p>	

公共住宅制度の存続と居住者の住生活を危うくするものとして反対を表明しました。3月9日の「異議あり！規制改革会議の答申」を掲げた国会集会を初め、公団住宅居住者の居住の安定を求める団地自治会会長の、安倍首相あて署名に取り組み、政府と国会への要請活動、地元自治体との住宅行政に関する懇談等も重ねてきました。

政府も認めるとおり、私たちの団地は高齢化が進み、収入の上でも公営住宅階層が大半を占めています。高家賃に耐えながらも、約7割の世帯が今の団地での永住を希望しており、かけがえのない生活のよりどころとなっています。公団住宅の大多数の団地は同じ状況にあります。今地方公共団体がその譲渡を受ける現状にないことはだれの目にも明らかであり、「民間開放」も政府の視野にあると察せられ、大きな危惧を抱いています。

上記の各項とも私たちの住まいの安定を脅かすものであることは御理解いただければと思います。

閣議決定が発表されると、マスコミは「団地20万戸削減計画、都市機構の資料で判明」、「公団賃貸住宅145団地15万戸の「追い出し」（更地化・削減）大計画」を団地名を挙げて報じました。機構はマスコミ報道を、「検討中の不確定な情報」といいながら閣議決定に従い、団地売却・削減を含む計画の年内策定を発表しています。

以上の経緯から、市議会には私たちの下記要望をお酌み取りいただき、意見書として関係機関に御提出くださるようお願いいたします。

記

- 1 旧公団住宅が住宅セーフティネットとしての役割を果たすよう、政府と機構はその充実に努めること。
- 2 機構は居住者の高齢化や収入低下の実態に配慮して、現行の家賃制度及び改定ルールを再検討し、家賃負担の軽減を図るとともに、高齢者向け優良賃貸住宅の拡充と、子育て世帯の優先入居を促進すること。
- 3 異常な空き家状況をなくし、公団住宅への入居要望にこたえるため、高家賃を引き下げ、住宅の居住性能を向上させること。
- 4 居住者の同意のない転居、住棟あるいは団地の売却を行わず、建てかえに当たっては入居者の安定した継続居住を保障し、コミュニティの維持・形成に努めること。
- 5 団地内に可能な限り福祉的施設の誘致に努め、特に建てかえ余剰地は公営住宅等

として譲渡するなど公的活用をすること。

- 6 政府と機構は機構法附帯決議を初め国会諸決議を誠実に守り、その実現に努めること。